

議 第 30 号
令和 4 年 5 月 26 日提出

熊本市体罰等審議会委員の委嘱について

熊本市体罰等審議会委員を別紙のとおり委嘱したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条及び第3条並びに熊本市体罰等審議会運営要綱（令和2年4月17日制定）第3条第2項の規定により、熊本市体罰等審議会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）第1条第12号の規定に基づき、議決を求めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

熊本市体罰等審議会委員（案）

	区分	氏名	所属団体・役職等	備考	委嘱期間
1	弁護士	モリ ノリカズ 森 徳和	森法律事務所長	再任	委嘱の日から2年間
2	学識経験者	フジナカ タカヒサ 藤中 隆久	熊本大学教育学研究科教授	新任	
3	医師又は 臨床心理士	オカノ タカアキ 岡野 高明	熊本心身医療クリニック院長	再任	
4	市立学校の保護者	ムラタ マキ 村田 槇	市立小中学校の保護者	再任	
5	市立学校の教職員 又は教職員であつ た者	カワシタ ユミコ 川下 裕美子	市立中学校の元養護教諭	新任	

関係法令（参考）

○ 熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）

（設置）

第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
10	熊本市体罰等審議会	市立学校における体罰等の認定及び防止のため、必要な事項を審議する。

○ 熊本市体罰等審議会運営要綱（令和2年4月17日制定）

（組織）

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 医師又は臨床心理士
- (4) 市立学校の保護者
- (5) 市立学校の教職員又は教職員であった者

○ 熊本市教育委員会教育長事務委任規則（昭和27年11月14日 教委規則第6号）

（事務の委任）

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (12) 法令又は条例に基づく委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員を任命し、又は委嘱すること。